

贈答、接待および旅費に関する指針

基本指針の表明:

従来、業務上の贈答品や接待、旅費の負担を申し出る行為やそれを受ける行為は、取引関係を強化し、グローバル市場において当社製品にメリットをもたらすことができるものです。所定の制限の範囲内で行われている限り、こうした活動は今なお合法的で適切な業務慣行です。顧客、パートナー、政府関係者に対応する際、従業員は、贈答品の申し出と授受、食事や接待の提供、旅費の負担について、それらが妥当な金額の範囲内で、受領者の自国の法律や企業規則に準拠して行われるよう配慮しなければなりません。また、受領者の行動や意思決定に不当な影響を及ぼす不正な意図の下で行われないこと、かつ頻繁に行われないことを徹底する必要もあります。

この指針に基づき第三者に提供される贈答品や接待は、これらを提供した3Mの事業部門または子会社の帳簿や記録に適切に反映されなければなりません。

目的:

この指針は、3Mがこれら合法的業務慣行を3Mの行動規範に沿って行うこと、あらゆる適用法規を遵守すること、およびこれらに要した費用を反映した正確な帳簿・記録が保たれるよう徹底することに役立ちます。

この指針は世界の3M全従業員および3Mのために行動する者に一律に適用されます。第三者に行動規範指針が適用されるケースについては、コンプライアンス指針を参照してください。

その他のガイドライン:

- ビジネス上の厚意: この指針では、贈答品、食事、旅行の機会または接待を「ビジネス上の厚意」と呼びます。「贈答品」という用語は、贈答品、謝礼、厚意、恩恵、割引、猶予、その他の金銭的価値を持つ有形・無形の品目を意味し、受領者がその公正な市場価値を支払うことはありません。「贈答品」には、食事、飲み物、接待および娯楽(チケット、パス等)、サービス、研修、交通手段、割引、販促用品、宿泊、ギフト券、くじの当選景品なども含まれます。
- 3Mの従業員は、法律、規制、契約・合意、市場での妥当な習慣に違反するビジネス上の厚意を授受してはなりません。
- 3Mの販促用のラベルが付いた大量生産品で、私的な利用を意図した贈答品は、通常適切と考えられます。
- いかなるビジネス上の厚意も事業部門の帳簿と財務記録に正しく記録する必要があります。こうした記録は、3Mの各事業部門の定めるあらゆる方針を遵守しなければなりません。
- ビジネス上の厚意の授受が適切であるか否かを判断する際、従業員は以下のすべての要素について検討する必要があります。
 - 該当する業界・国の贈答慣習と比べてどのくらいの価値があるか
 - 法律または規制上の制限の有無
 - 当該年における当該人物／事業体とのビジネス上の厚意の授受の総額
 - 3M従業員の社内での職位にとって、そのビジネス上の厚意は適切なものであるか
 - ビジネス上の厚意を授受する相手との良好な取引関係の構築に対する当該厚意の影響
 - 授受の相手が当該ビジネス上の厚意について、金額的にも量的にも妥当なものとするか、それとも贅沢なものとするか
- この指針は、個人的資金や資産を用い、かつ会社に払い戻しを求めない場合にも適用されます。3Mのためにビジネス上の厚意を提供するものと見なされる可能性がある場合は、常にこの指針に従わなければなりません。
- この指針において過剰とみなされる可能性があるビジネス上の厚意を申し出る予定である場合、または申し出を受けた場合は、従業員は直属の上司から承認を得なければなりません。当該スーパーバイザーは、事業部門の担当法務、コンプライアンスおよび企業倫理部門、および／または政府契約コンプライアンス部門に相談する必要があります。
- 直属上司は、3Mの従業員が申し出るか提供したビジネス上の厚意の妥当性を確認する責任を負います。費用伝票に対する直属上司の承認やその他の手段による承認が得られれば、直属上司が内容を確認して、当該ビジネス上の厚意を妥当と判断したことになります。直属上司は、十分な時間を割いてビジネス上の厚意の詳細を把握し、承認するためのあらゆる現行プロセスに従うようにしなければなりません。
- 米国におけるビジネス上の厚意に対する連邦、州および地方政府の規制は複雑で、政府機関によって異なります。連邦、州、地方政府機関の職員にビジネス上の厚意を提供する前に、政府契約コンプライアンス部門、または事業部門の担当法務に相談してください。また、要請に応じて研修も用意されます。

- 一般的に、ソフトドリンク、コーヒー、クッキー、果物、パン類、ドーナツなどの低額の食品や飲料は、食事と共に供されない場合やオープンブッフェ形式で複数の人に提供される場合には、政府職員に対するビジネス上の厚意として許容されます。政府職員が払い戻しをする意図がある場合は、領収書を提供することができます。スタッフコントローラーか事業部門の担当コントローラーと連携して、政府職員の3Mへの支払を貸方に記入してください。
- 現金または現金等価物(ギフト券、商品券または割引券等)の授受は、ほとんどの場合、この指針の違反となります。限定的な特定の状況において、3Mの方針・手続きでは、特別な条件の範囲でこうした贈答品を容認しますが、従業員は、実際に行動する前に、事業部門の担当法務およびコンプライアンスおよび企業倫理部門に相談しなければなりません。確信が持てない場合は安全策を取り、こうした贈答品の授受を控えましょう。
- 市場での慣行や事業の状況に鑑み、金額や頻度が過剰なビジネス上の厚意の授受は避けなければなりません。こうした贅沢な厚意は、ほぼ100%この指針に違反します。
- 3Mに関わる意思決定に不当または不正な影響を及ぼすことを意図するか、そのようにみなされるようなビジネス上の厚意の授受は控えましょう。賄賂や裏金は違法でありこの指針に違反します。
- 受領者の所属企業や機関の方針に違反するビジネス上の厚意の提供を申し出てはなりません。
- ビジネス上の厚意の提供を申し出た側の会社の代表者が、厚意を受ける側の相手に同行しない接待・娯楽(スポーツイベント等)の授受を行ってはなりません。例えば、この指針では、3M従業員が同伴しないプロスポーツの試合のチケットを顧客に4枚提供する行為を禁じています。
- 米国内の政府職員に対してビジネス上の厚意の提供を申し出る行為は、適用法規で明確に認められる場合、または政府契約コンプライアンス部門か所属事業部門の担当法務から事前に承認を得ている場合を除き、認められません。また、贈収賄防止のための既定のデューデリジェンスや該当する子会社の承認プロセスを通じて承認が得られた場合を除き、外国の政府職員や代表者に対してビジネス上の厚意の提供を申し出ないようにしましょう。制限を超えたビジネス上の厚意の提供を申し出る行為は、当該厚意の資金を賄う者が3Mか個人であるかに関わらず、犯罪行為となる場合があります。
- 政府職員が下す意思決定に対する見返りとして政府職員にビジネス上の厚意を提供してはなりません。
- ラッフル(慈善目的のくじ)その他の「景品付き」イベントは、その参加対象者が、主に政府職員から成る団体であり、かつそのイベントの景品が贈答品として提供されるのであれば当該団体には受領できないという場合には、開催してはなりません(例:iPadを景品とする国際警察幹部会議でのラッフル)。

罰則:

法令および3Mの行動規範に違反した場合、解雇を含む懲戒処分につながります。